

別記様式14の3（第14の3、1）

新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の内訳

				年 度		：		：		氏 名											
承認地域 経済牽引事業の 用に供する家屋 又は設備	家屋又は設備 の名称	事業年度中の月末・期末の従業者数等		月末現在の従業者数 ア												期末現在の 従業者数 イ	事業税の課税標準 の分割の基礎 従業者数ウ	標準 の算式 ウ			
		従業者の従事区分		末1月	末2月	末3月	末4月	末5月	末6月	末7月	末8月	末9月	10月末	11月末	12月末				計		
承認地域 経済牽引事業の 用に供する家屋 又は設備	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	1																			
		2																			
	牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	3																			
		4																			
	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	5																			
		6																			
	小 計	過疎条例等の適用をうける設備に直接従事する従業者数	7																		
		牽引条例の適用を受ける家屋又は設備に従事する従業者数（過疎条例等に該当する者は除く。）	8																		
新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者で1から9までに掲げるもの以外の者		9																			
合 計(7+8+9)		10																			

別記様式14の3 裏面

記入上の注意

- この様式は、新潟県地域経済牽引事業の促進のための奨励措置に関する条例施行規則（平成20年規則第24号）第3号様式の従業者数の算定の明細として作成するものであり、第3号様式に添付して2部提出すること。ただし、その行う承認地域経済牽引事業が電気供給業（電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する小売電気事業（これに準ずるものを含む。）を除く。）ガス供給業、倉庫業、鉄道事業又は軌道事業の場合は不要であること。
- 過疎条例等の適用を受ける設備とは、過疎条例、離島条例及び産業拠点強化条例の適用を受ける設備をいう。
- この付表には、申請者が新潟県内に有する事務所又は事業所の従業者の数を記入すること。この場合において、「従業者」の意義は、地方税法施行規則第6条の2の2第1項に定めるところによる。
- 「承認地域経済牽引事業の用に供する家屋又は設備」欄は、新規採用、配置転換等を問わず、その事業用家屋又は設備に従事する者の数を記入すること。一の従業者が2以上の承認地域経済牽引事業の用に供する事業用家屋又は設備に従事している場合は重複して計上することなく、勤務時間その他の事情を考慮して1から6までの各欄に適宜振り分けて計上すること。
- イ欄には、所得税の課税標準の算定期間（以下「算定期間」という。）の末日現在における従業者数を記入すること。
- ウ欄には、イ欄の従業者数（次の(1)から(3)までに掲げる事業用家屋にあつては、それぞれの算式によって算出した従業者数（その数に1人に満たない端数を生じたときは、これを1人とする。））を記入すること。なお月数は、暦に従って計算し、1月に満たない端数を生じたときは、これを1月とする。

(1) 算定期間の中で新設又は増設された事業用家屋

$$\text{イ欄の従業者数} \times \frac{\text{当該事業用家屋を事業の用に供した日から算定期間の末日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(2) 算定期間の中で廃止された事業用家屋

$$\text{廃止された日の属する月の前月末現在の従業者数} \times \frac{\text{算定期間の初日から当該事業用家屋が廃止された日までの月数}}{\text{算定期間の月数}}$$

(3) 算定期間の各月の末日現在の従業者数のうち最も多い数が最も少ない数の2倍を超える事業用家屋

算定期間の各月の末日現在の従業者数を合計した数値

算定期間の月数